



子育てしながら
仕事さがし
応援ガイド



マザーズハローワーク熊本

〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6

朝日生命熊本ビル1階「くまジョブ」内

☎ 096-322-8010

I N D E X

●	マザーズハローワーク熊本	1 ページ
●	応募する前に・・・	2 ページ
	ひまわりカード（子ども医療費受給資格者証）	P 4
	児童手当	P 4
	就学援助	P 4
	児童扶養手当	P 5
	ひとり親家庭等医療費助成	P 5
	母子生活支援施設	P 5
	熊本市母子家庭等就業・自立支援センター	P 5
	母子家庭等自立支援教育訓練給付	P 6
	母子家庭等高等職業訓練促進給付	P 6
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	P 7
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	P 7
	養育費相談事業	P 8
●	子どもを預けて仕事をする	9 ページ
	◎幼稚園・保育所等入所に係る支給認定について	
	◎幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	1 0 ページ
	◎各施設のその他の取組	1 1 ページ
	◎その他のサポート	1 2 ページ
	児童育成クラブ（学童保育）	P 1 2
	ショートステイ／トワイライトステイ	P 1 3
	ファミリー・サポート・センター	P 1 4
	病児・病後児保育	P 1 5
	シルバー人材センター育児サポート	P 1 5
●	子育て支援機関のご案内	1 6 ページ
	子育て支援センター	P 1 6
	子ども・若者総合相談センター	P 1 6
	地域の子育てサークル	P 1 6
●	子育てしながら働き続けるための制度	1 7 ページ
●	問合せ先一覧	1 9 ページ

★組織や制度が変更になっている場合があります。



マザーズハローワーク熊本

お子さま連れでも（子育て中の方お一人でも）安心して相談ができる環境を整えて、皆さまのご利用をお待ちしています

どんな相談ができるの？

- ① 育児や家庭と両立できる仕事を探したい
- ② 今は子育て真っ最中。でも働く前から情報収集しておきたい
- ③ 出産・育児を機に退職したけどそろそろ再就職したい
- ④ 子育てしながら働くためにはどんな準備が必要か知りたい



サービス内容

- ① 子育てと両立しやすい求人情報の収集・選び方をアドバイス
- ② 保育所や病児・病後保育等の子育て支援に関する情報の提供
- ③ 希望者・支援が必要な方には、担当者制（予約可）でじっくり相談可能
- ④ 再就職に役立つセミナーを開催
- ⑤ ひとり親の方への、就職支援・自立支援・情報提供
- ⑥ キッズコーナー・ベビーベッド・授乳スペースなどを設置

利用時間

月～金（祝日除く）

9：00～17：30

※駐車場はお近くの有料駐車場をご利用ください



マザーズハローワーク熊本（くまジョブ内）
〒860-0844
熊本市中央区水道町8-6朝日生命熊本ビル1F
☎096-322-8010

子育てをしながら「働きたい」ママ・パパを応援します。

応募する前に・・・

スムーズに仕事を始めるために、準備は早めに、しっかりとしておきましょう！

◎子どもの預け先について

①普通の預け先を検討・決定する

- ・ 6ヶ月以上（乳児受入れ保育所等は概ね2～3ヶ月）～就学前の子どもは**保育所等**に預けることができます。
- ・ 3歳以上の子どもは、**幼稚園**に通わせる選択も考えられます。
- ・ 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設として**認定こども園**があります。
- ・ 少人数の単位で、0歳から2歳児の子ども預かる施設として**地域型保育事業**があります。
- ・ 小学生は、放課後の時間をどのように過ごさせるのかを検討しなくてはいいませんが、小学校低学年を対象に**児童育成クラブ（学童保育）**があります。



※勤務時間などの条件に合うところを2～3カ所に絞り込んで、直接訪問し見学させてもらい、待機の状況や保育の内容等を相談すると良いでしょう！

②病気の時の預け先を検討する

- ・ 子どもは大人より病気をしやすいものです。
- ・ 特に初めて集団生活に入った時は、不慣れな環境での疲れから体調を崩すことが多いようです。
- ・ 仕事を休めない、祖父母などの身近にお願いできる人がいない場合は、**病児・病後児保育**（事前登録が必要です。P15参照）が利用できます。

③緊急時への対応を検討する

- ・ 発熱等で保育所等から連絡が入った場合は？
 - ①誰が迎えに行くのか。
 - ②迎えのあと、誰が世話をするのか。この2点について、家族の役割、または**ファミリーサポート（P14参照）**、**病児・病後児保育**に登録・利用するなどを考えておきましょう。
- ・ 曜日・時間帯によって、誰が行けるかを確認するとともに、日ごろのスケジュールを連絡し合う習慣をつけておきましょう。

④ならし保育期間の対応を検討する

- ・ほとんどの保育所等では、入所後1～2週間程度「ならし保育」をします。子どもの年齢・月齢にもよりますが、保育時間を初日は、2～3時間程度から始めて、徐々に長くしていきます。
- ・入所・入園の当初は、午前中だけで帰宅することが多くあります。このような期間は、本来考えていた保育時間とかけ離れて、就労が難しくなります。この間をどのように対応するかについても事前に考えて話し合っておきましょう。

⑤面接・セミナー等、就労前の預け先を検討、決定する

- ・就労後、入所を考えている保育所等で**一時保育**を行っている場合、**求職活動中から利用して慣らしておく**など、就労開始後の負担が親子共に軽減される工夫などをしましょう。
- ・近くに祖父母などがいて、施設より預けやすい状況であっても、子ども・祖父母などの双方が慣れていなければ預けづらくなります。**普段から接する機会を持って、慣らしておきましょう。**

◎その他の準備について

①居住地の小児医療体制について調べる

- ・勤務の後でも受診できる小児科や夜間・休日に診療を行っている医療機関の情報収集をしておきましょう。



②予防接種を済ませておく

- ・1歳すぎまでは、複数の予防接種を受ける必要があります。
- ・医療機関によっては「予防接種の曜日」等を決めていることがあります。
- ・就労後は、行く機会を逃しがちになるようです。時間があるうちに、計画的に接種をしておきましょう。
- ・任意接種のもの（インフルエンザ等）も、子どもの病気の重篤化や長期化を防ぐためにも、できるだけ接種するように心がけましょう。

③生活のリズムを整えておく

- ・就労開始と同時に急に勤務時間に合わせた生活に変わると、子どもにはもちろん、親や他の家族にも負担になります。
- ・会社によっては、採用決定後すぐに就労開始となる場合があります。就労前から親子共に（特に子どもには）**早寝早起きの習慣**をつけておきましょう。

④気持ちの準備をしておく

例) 仕事を始めたばかりのお母さんが保育所等に預ける際、子どもが泣きじゃくり、早期に離職し退園に至ったこともあります。

- ・保護者から初めて離れた子どもが、しばらく毎日泣きじゃくる事は、保育士や幼稚園の先生方にとっては「**当たり前のこと**」なのです。
- ・保育所等での集団生活を経験することは、子どもの成長のためには必要なことです。子どもが成長するために自分も成長しましょう。

⑤子育て支援のための情報収集をする

ひまわりカード（子ども医療費受給資格者証）

0歳から中学校3年生までのお子さんの医療費を助成します。助成を受けるためには、ひまわりカードの手続きが必要です。

問合せ先 各区役所保健子ども課子ども班・児童支援班（20ページ）

児童手当

中学校終了までの児童を養育する方に児童手当を支給します。出生や転入などの翌日から15日以内に手続きが必要です。

【手当額（月額）】

①0歳～3歳未満（一律）	15,000円
②3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
③3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
④中学生（一律）	10,000円

※児童手当には所得制限があります。所得制限以上の方に対しては、児童1人につき月額5,000円を支給。

問合せ先 各区役所保健子ども課子ども班、各総合出張所（20ページ）

就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な費用を援助する制度です。お子さんが安心して義務教育を受けられるよう、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などを援助します。

問合せ先 熊本市役所教育委員会指導課 ☎096-328-2716

⑥子育て支援のための情報収集をする(ひとり親家庭の支援制度)

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を養育している母または父などに対し支給（所得制限があります）。資格の発生は申請翌月となります。

問合せ先 各区役所保健子ども課子ども班、各総合出張所（20ページ）

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の親子、父子家庭の親子、または父母のいない児童に対して、保険診療における一部負担金の3分の2を助成します（所得制限があります）。資格の発生は申請翌月となります。

問合せ先 各区役所保健子ども課子ども班、各総合出張所（20ページ）

母子生活支援施設

18歳未満の子どものいる母子家庭の方で、母子保護が必要と認められた方のための施設です。熊本市には2施設あり、入所者には生活指導や学習指導も行います。

問合せ先 各区役所保健子ども課児童支援班（20ページ）

熊本市母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭及び、寡婦の方の自立を支援するため、相談や就業に必要な技能習得講座などを開催しています。

問合せ先 東区錦ヶ丘34-23 ☎096-331-6737
URL <http://shiboshi-kumamoto.com/>



母子家庭等自立支援教育訓練給付

母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就業をより効果的に促進するための給付事業です。就業につながるような講座を受講した場合、受講終了後に受講経費の一部を支給します。

【支給内容】

講座受講料の60%を受講修了後に支給します。

※支給上限額は20万円です。支給額が1万2千円を超える場合が対象。

※専門実践教育訓練給付金対象講座の場合、支給額の上限は20万円×修学年数（最大80万円）です。

問合せ先

各区役所保健子ども課子ども班（20ページ）

熊本市役所子ども支援課 ☎096-328-2158

母子家庭等高等職業訓練促進給付

母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就業をより効果的に促進するための給付事業です。専門的な資格を取得するため、修業年限1年以上の養成機関で修業する場合、訓練促進給付金を支給します。また、修了支援給付金を修了後に支給します。

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師など

【支給内容】

①高等職業訓練促進給付金

支給額 月額100,000円（市町村民税課税世帯は70,500円）

修業期間の最後の12ヶ月については、月額140,000円

（市町村民税課税世帯は110,500円）

支給期間 修業期間の全期間（上限48ヶ月）

※准看護科から看護学科へ継続して進学する場合は、通算して36ヶ月を上限として支給対象となります。

②修了支援給付金

養成機関を修了後に50,000円

（市町村民課税世帯は25,000円）

問合せ先

各区役所保健子ども課子ども班（20ページ）

熊本市役所子ども支援課 ☎096-328-2158

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭または父子家庭の経済的自立を援助し、その扶養する児童など福祉の向上を図るために、資金の貸付を行っています。（ただし、日本学生支援機構など他の資金貸付との重複はできません）

【資金の種類】

- ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③技能習得資金 ④修業資金
⑤就職支度資金 ⑥医療介護資金 ⑦生活資金 ⑧住宅資金
⑨転宅資金⑩結婚資金 ⑪修学資金 ⑫就学支度資金

【貸付利率】 【償還期限】 詳細に関してはお問合せください。

問合せ先

各区役所保健子ども課子ども班（20ページ）
熊本市役所子ども支援課 ☎096-328-2158

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭又は寡婦の方が、急な残業や冠婚葬祭への参加等で、一時的に身の回りの世話（生活援助）や、児童を預ける（子育て支援）必要が生じた場合に「家庭生活支援員」を派遣し、わずかな自己負担で日常生活のお世話をを行います。

【提供するサービスの種類及び内容】

- ①生活援助は、家事、介護その他の日常生活の援助
②子育て支援は、保育サービス及びこれに付帯する支援

【利用者負担表】

利用世帯区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

問合せ先

熊本市母子寡婦福祉連合会
熊本市東区錦ヶ丘34-23（母子・父子休養ホームしらゆり内）
☎096-214-7333

養育費相談事業

専門の相談員養育費に関する相談や情報提供などを行っています。熊本市にお住いの、相談を希望される方であれば、どなたでも利用できます。（離婚前後を問いません）。利用料は無料です。

《例えばこんな相談》

- ・離婚に応じてくれない。
- ・親権で争っている。
- ・養育費はどうやって取り決めたらいいのかわからない。
- ・離婚時に取り決めをしなかった。
- ・口約束や私的文書等で取り決めただけ・・・
- ・公正証書や調停調書での取り決めについて知りたい。

- ※ 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）
- ※ 事前にお電話で予約していただくと確実です。
- ※ 電話での相談もOK

問合せ先

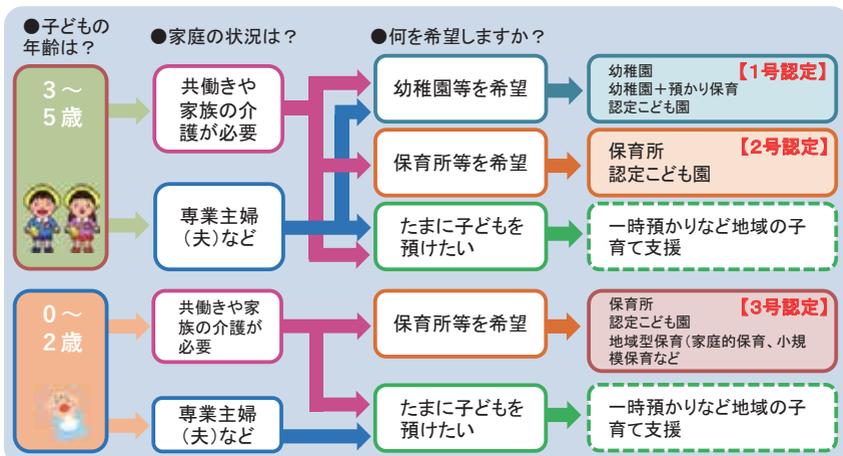
東区役所 保健子ども課 東区役所3階
☎096-367-9130



子どもを預けて仕事をする

◎幼稚園・保育所等入所に係る支給認定について

幼稚園や保育所等に通わせるときに「支給認定」が必要です。認定は、お子さんの年齢や家庭の状況、必要な保育によって分けられます。



①施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

②子どもの年齢や家庭の状況に応じて、次の3つの区分に認定し、利用できる施設や事業が決まっていきます。

※ 2号認定、3号認定の入所は、選考によって決定します。

区 分	内 容	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、幼稚園などでの教育	幼稚園、認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園、地域型保育

問合せ先

熊本市役所保育幼稚園課 ☎096-328-2568

◎幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児教育を行います。保育所と違い、入所要件等はありません。子ども達が、初めて集団生活を体験し、その中で人との係わり合いや思いやりの心を学んでいきます。

幼稚園情報検索

熊本市立幼稚園ホームページ



URL <https://www.city.kumamoto.jp/> で検索

熊本市私立幼稚園ホームページ

URL <http://kumashiyo.sakura.ne.jp/>



保育所

仕事、病気、介護などの理由で、保育を必要とする乳幼児の保育を行います。

保育の必要な理由

①就労②妊娠・出産③保護者の疾病、障がい④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動（起業準備を含む）⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）⑧虐待やDVのおそれがあること⑨育児休業中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。⑩その他、市が認める場合

保育所情報検索



熊本市結婚・子育て応援サイト（幼稚園、認定こども園、地域型保育についても検索可能）

URL <http://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

熊本市内の認可外保育施設一覧

URL <http://www.city.kumamoto.jp/> で検索



認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です。幼稚園部分は、保護者の働いている状況に関わりなく利用できます。保育所部分は保育が必要な場合に、利用できます。

地域型保育

19人以下の少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」です。

家庭的保育事業

家庭的保育者の自宅などにおいて、定員5人以下の0～2歳児に保育を提供する

小規模保育事業

定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児に保育を提供する

事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子ども（従業員枠）のほか、地域において保育を必要とする0～2歳児（地域枠）に保育を提供する

◎各施設のその他の取組み

延長保育

仕事の都合などで少しお迎えが遅くなる時、保護者の要望に応じて、通常よりも保育時間を延長して行うサービス（園児が対象）

休日保育

※一部施設にて実施。
(実施の有無は施設に要確認)

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、祝日などに保育を行うサービス（園児が対象）

延長保育・休日保育は、保育所及び認定こども園で実施します。



一時預かり

保護者の就労、病気、看病、冠婚葬祭等で、乳幼児を一時的にご家庭で保育できない場合、1ヶ月に12～13日間（週3日程度）まで、その乳幼児を保育所、認定こども園、地域型保育事業でお預かりします。

対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業に通っていない又は、在籍していない乳幼児。

利用料

1日当たり2,000円程度（給食、おやつ代含む）

預かり保育

園児の保護者の就労や学校行事への参加などの際の保育ニーズに対応するために、教育時間終了後及び夏休みなどに預かり保育を行います。（園児が対象）

子育て支援活動

幼稚園を地域に開放し、子育て相談・情報の提供、
子育てサークル活動、子育て講演会など、
子育て家庭を支援しています

預かり保育、子育て支援活動は、幼稚園及び認定こども園で実施します。



◎その他のサポート

児童育成クラブ(学童保育)

放課後や土曜日、夏休みなどに子どもが安心して遊んだり、勉強したりして過ごす場所です。保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が対象。熊本市直営の「公営クラブ」のほか、保護者会や社会福祉法人等を通じて運営している「民営クラブ」があり、開設時間や利用料金などが異なります。

開設場所

多くの小学校では、各小学校敷地内で開設していますが、黒髪、富合、隈庄、豊田、桜井、山東、飽田南の7小学校では、学校敷地外で行っています。

【公営クラブについて】

●開設日及び開設時間

平日は、放課後（児童の下校時刻）から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕 土曜日・長期休業中は、午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

●入会基準

①保護者が「就労又は病気等」で、昼間家庭にいない又はそれと同等の状況にある小学校1～3年生までの児童（障がいのある児童は6年生まで）。

②①の状況が、月～土曜日のうち週3日以上であること。変則勤務の場合は、直近3ヶ月間の平均が1ヶ月12日以上であること。

③就労の終了時間が1年生は14時を、2年生以上は15時を超えていること。

※短期（1ヶ月以下）の利用はできません。

●利用者負担金

午後6時まで利用の場合、児童1人につき、月額5,000円（8月のみ9,500円）

午後7時まで利用の場合、児童1人につき、月額6,200円（8月のみ10,700円）

兄弟姉妹が同時在籍の場合、2人目以降の利用料は、児童1人につき上記の半額

ショートステイ／トワイライトステイ

ショートステイとは、保護者が社会的な理由で、家庭での子どもの世話が一時的に難しくなった時や、緊急一時的に母子の保護が必要な時に施設でお預かり又は保護する制度。トワイライトステイは、保護者が仕事などの理由で、一時的に平日の夜間または休日（日・祝）に不在の場合に施設でお預かりし、食事などのお世話をする制度。いずれも親族に保育できる方がいる場合は対象外です。

対象

保護者が何らかの理由で一時的に家庭で保育が難しい18歳未満の子ども。母子の保護は、18歳未満の子どもとその母。※いずれも熊本市に住民票がある方が対象。

申請期日・時期

随時

※事前登録（年度毎の登録）が必要。各区役所保健子ども課窓口に登録してください。利用前に、利用申請書等を各区役所子ども課窓口へ提出（緊急時は先に電話等で連絡）。

利用期間及び時間（ショートステイ）

利用期間：原則7日以内

利用時間：（預入）午前9時～（迎え）最終利用日の午前中。やむを得ない場合は17時まで。必ず事前に施設と打ち合わせをして下さい。

利用時間（トワイライトステイ）

夜間預かり・・・保育所等の終了時～21時ごろ

休日預かり・・・日・祝日の概ね8時～17時ごろ

※いずれも施設により異なります。



利用料金

【ショートステイ】（1泊の金額です）

2歳未満 5,000円 2歳以上 2,750円

【トワイライトステイ】（年齢に関係なく1回あたりの金額です）

夜間 750円 休日 1,350円

※いずれも料金は課税状況によって決定。生活保護、非課税世帯、父子・母子家庭は、料金が異なります。

問合せ先 各区役所保健子ども課子ども班・児童支援班（20ページ）

ファミリー・サポート・センター

子育てを手伝って欲しい方（依頼会員）を、子育てを手伝いたい方（協力会員）が地域の中で援助する組織。依頼会員と協力会員はお互いの希望に合わせて、事前に打ち合わせをしますので、親子共に安心です。

活動内容

「残業で保育所のお迎えに間に合わない」、「用事の間、子どもを誰かに見てほしい」、「子どもが急に発熱。でも、仕事を休めない。」などの場合に、会員が、お子様の送迎、協力会員宅での預かり、病気のお子様の送迎、医療機関へ受診代行などを行います。

利用料金

平日の7時～19時	1時間600円（病児900円）
早朝（7時前）・夜間（19時後）	1時間700円（病児1,000円）
土・日・祝日・年末年始（病児は土曜のみ）	1時間700円（病児1,000円）

登録方法

- ①事前に事務局に連絡し、登録申込みを行います。
- ②登録申し込み後、依頼会員約2時間、協力会員約24時間の講習を受講し登録となります。
- ③登録後、事務局からの会員の顔合わせの紹介を行い、その後利用可能。

事務局

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

熊本市中央区黒髪3丁目3番10号

（男女共同参画センターはあもにい内）

月曜日～土曜日（9時～17時）

☎096-345-3011

FAX096-345-3012



病児・病後児保育

児童が病気になるいは、病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことが出来ない期間内、一時的に施設で保育する制度です。ただし、はしかの場合はお預かりできません。インフルエンザやRSウイルス等の場合は、病態で判断され、医師から施設での預かりが困難であると診断された場合はお預かりできません。

対象

熊本市及び下記市町村在住で、かかりつけの医療機関等から連絡票などを発行された小学6年生までのお子様 ※原則として、事前の登録が必要。

(宇城市、合志市、菊池市、菊陽町、西原村、嘉島町、玉東町、高森町、大津町、益城町)

費用

利用料：2,000円／1日／1人（昼食代含む）

※利用料減免制度があります。

医療費：実費



開園日・時間

月～土曜日（8時～18時） ※祝日・年末年始を除く

問合せ先

熊本市役所子ども支援課 ☎096-328-2158

シルバー人材センター育児サポート

子育て経験のある会員が、生後2ヶ月から小学3年生程度の子どもの送迎（バス、タクシー、徒歩）や育児をサポート。預かりは依頼者の自宅で行います。

利用方法等

- 利用可能時間・・・ご相談に応じます。
- 電話又はインターネットにより受付を行っております。
- 万が一に備えて保険に加入しています。

活動内容

①保育所・幼稚園への送迎②留守中の保育・見守り・家事援助③産前・産後の保育や家事援助④サークル活動、イベント会場での託児⑤下校後、両親が帰るまでの世話 など

問合せ先

熊本市シルバー人材センター ☎096-322-3300

植木町支所 ☎096-272-6911

富合町取次所 ☎096-320-0310

城南町取次所 ☎0964-28-6611

子育て支援機関のご案内

子育て支援センター

親と子が自由に遊べ、『ほっと過ごせる』空間としてご利用できます。子育てに悩んだり、疲れたり、おしゃべりがしたくなったら、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

利用時間

月曜日～土曜日 9時～17時 ※施設により異なる場合があります。

子ども・若者総合相談センター

子ども・若者に関するあらゆる相談を受け付けています。皆さんの不安や悩みについて、気持ちに寄り添いながら、助言、情報提供、専門機関の紹介などを行います。

相談内容

①健康不安・将来不安②学校でのトラブル③病気・発達・育児④就労・職場の問題⑤暴力・虐待⑥妊娠・出産⑦携帯・スマホ・SNSトラブル⑧人間関係 など

相談方法

- ①電話相談・・・平日8時30分～21時
☎096-361-2525
- ②面接相談（無料）・・・平日8時30分～17時15分（予約優先）
熊本市中央区大江5丁目1番1号
熊本市総合保健福祉センター「ウェルパルクまもと」2階
- ③メール相談・・・返信時間 月～金 8時30分～17時15分
メール kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp

地域の子育てサークル

乳幼児とその保護者が定期的に集まり、親子で自由に遊んだり、子育ての情報交換や悩みを相談し合うなど、子育ての中の親子が孤立しないよう地域で活動しているグループです。

問合せ先

各区役所 保健子ども課地域健康班（20ページ）

子育てしながら働き続けるための制度

短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。（育児・介護休業法第23条）

所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。（育児・介護休業法第16条の8）

子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで1日単位または時間単位で、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。（有給か無休かは会社の規定によります。）

（育児・介護休業法第16条の2、第16条の3）

時間外労働、深夜業の制限

事業主は、小学校入学前の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならないことになっています。

（育児・介護休業法第17条、第19条）

妊娠・出産等に伴う不利益扱いの禁止

妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの取扱いを行うことは男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。

（男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等）

ハラスメント防止措置

上司・同僚による、職場における妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることが、事業主に義務付けられています。

(男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条)

育児休業給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。なお、育児休業の開始から6カ月経過後は50%になります。

問合せ先

最寄りのハローワーク（19ページ）

出産育児一時金

健康保険の加入者が、出産したとき、1児につき42万円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は40万4千円）支給されます。

問合せ先

協会けんぽ、健康保険組合、市区町村等（19ページ）

出産手当金

産前・産後休業の期間中、健康保険から1日につき、原則として賃金の3分の2相当額が支給されます。ただし、休業している間にも会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、支給されません。

問合せ先

協会けんぽ、健康保険組合等（19ページ）

社会保険料／雇用保険料

【社会保険料の取扱い】

産前・産後休業中、育児休業中、健康保険・厚生年金保険の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおりに受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。

【雇用保険料の取扱い】

産前・産後休業中、育児休業中、に会社から給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

問合せ先一覧

名 称	所 在 地	電 話	内 容・利用時間等
マザーズハローワーク熊本	中央区水道町8-6朝日生命熊本ビル1F(くまジョブ内)	322-8010	子育て中の方を対象とした職業相談・紹介、職業訓練他
ハローワーク熊本	中央区大江6丁目1-38	371-8609	職業相談・紹介、職業訓練、雇用保険他
ハローワーク上益城	上益城郡御船町辺田見395	282-0077	
ハローワーク八代	八代市清水町1-34	0965-31-8609	
ハローワーク菊池	菊池市隈府771-1	0968-24-8609	
ハローワーク玉名	玉名市中1334-2	0968-72-8609	
ハローワーク天草	天草市丸尾町16-48	0969-22-8609	
ハローワーク球磨	人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609	
ハローワーク宇城	宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609	
ハローワーク阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609	
ハローワーク水俣	水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609	
労働局総合労働相談コーナー(雇用環境・均等室内)	西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9F	352-3865	
熊本労働局雇用環境・均等室			・セクハラ・マタハラ・パワハラ相談 ・育児休業制度 ・働き方改革 ・子育てサポート企業の認定など
熊本県地域共同就職支援センター	中央区水道町8-6朝日生命熊本ビル1F(くまジョブ内)	211-1233	職業相談・紹介
熊本県しごと相談・支援センター		352-0895	キャリアカウンセリング(月～金9時～17時、土10時～17時)
		351-0500	生活相談(内職含む)(毎週木13時～17時)
		352-3613	労働相談(月～金9時～19時、土10時～17時)
熊本労働基準監督署	中央区大江3-1-53(熊本第二合同庁舎)	362-7100	賃金・労働時間・労災保険等
全国健康保険協会熊本支部(協会けんぽ熊本支部)	中央区水前寺1丁目20-22	340-0260	出産育児一時金、出産手当金
熊本東年金事務所	東区東町4-6-41	367-2503	健康保険・厚生年金
熊本西年金事務所	中央区千葉城町2-37	353-0142	国民年金
区役所 区民課 国保・年金班	中央区	328-2278	出産育児一時金・国民健康保険
	東区	367-9125	
	西区	329-1198	
	南区	357-4128	
	北区	272-6905	

名 称	所 在 地	電 話	内 容・利用時間等
保健子ども課健康増進・地域健康班	中央区(中央区手取本町1-1)	328-2419	地域の子育てサークル、妊娠・出産・子育てに関する相談
	東区(東区東本町16-30)	367-9134	
	西区(西区小島2-7-1)	329-1147	
	南区(南区富合町清藤405-3)	357-4138	
	北区(北区植木町岩野238-1)	272-1128	
保健子ども課子ども班・児童支援班	中央区(中央区手取本町1-1)	328-2421	ひまわりカード、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子生活支援施設、母子家庭等自立支援教育訓練給付、母子家庭等高等職業訓練促進給付、母子父子寡婦福祉資金貸付金、養育費相談事業、ショートステイ、トワイライトステイ事業、保育所等入所
	東区(東区東本町16-30)	367-9130	
	西区(西区小島2-7-1)	329-6838	
	南区(南区富合町清藤405-3)	357-4135	
	北区(北区植木町岩野238-1)	272-1104	
熊本市役所学務課	中央区手取本町1-1	328-2716	就学援助
熊本市役所子ども支援課		328-2158	母子家庭等自立支援教育訓練給付、病児・病後児保育
熊本市役所保育幼稚園課		328-2568	幼稚園
熊本市役所子ども政策課		328-2156	
熊本市役所経済政策課しごとづくり推進室		328-2377	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金(事業主へ支給)
熊本市母子家庭等就業・自立支援センター	東区錦ヶ丘34-23	331-6737	休館日/月曜・祝日・年末年始
熊本県母子家庭等就業・自立支援センター	東区錦ヶ丘34-23母子・父子養育ホームしらゆり内	331-6736	
熊本市母子寡婦福祉連合会		214-7333	ひとり親家庭等日常生活支援事業
ファミリー・サポートセンター熊本	中央区黒髪3丁目3番10号(男女共同参画センターはあもにい内)	345-3011	月～土(9時～17時)
熊本市男女共同参画センターはあもにい	中央区黒髪3丁目3番10号	345-2550	・コワーキングスペース10時～19時まで(休館日第2・4月曜) ・働き方相談所第3水曜日10時～16時 ・スキルアップ講座
熊本市子ども・若者総合相談センター	中央区大江5丁目1番1号熊本市総合保険福祉センター「ウェルバルくまもと」2階	361-2525	子ども・若者の相談(平日) 電話相談8:30～21:00、面接相談8:30～17:15(予約優先)
熊本市シルバー人材センター	南区平成1丁目10-8	322-3300	シルバー人材センター育児サポート
植木町支所	北区植木町岩野238-1	272-6911	
富合町取次所	南区富合町清藤405-3	320-0310	
城南町取次所	南区城南町宮地1050	0964-28-6611	

名 称	所 在 地	電 話	内容・利用時間等
市立総合子育て支援センター	中央区本荘6丁目16-24(本荘保育園3階)	364-0123	<p>親と子が自由に遊べ、『ほっと過ごせる』空間としてご利用できます。子育てに悩んだり、疲れたり、おしゃべりがしたくなったら、どうぞお気軽にお立ち寄りください。</p> <p>利用時間：月～土 9時～17時</p> <p>※施設により異なる場合があります。</p>
市立小島子育て支援センター	西区小島7丁目6-7(小島保育園内)	329-7250	
市立西里子育て支援センター	北区硯川町1133(西里保育園内)	245-0062	
市立白山子育て支援センター	中央区白山2丁目12-3(白山保育園内)	364-4815	
市立池上子育て支援センター	西区池上町1226-2(池上保育園内)	329-0344	
市立京町台子育て支援センター	西区池田1丁目2-1(京町台保育園内)	352-6280	
市立京塚子育て支援センター	東区尾上3丁目13-26(京塚保育園内)	381-5784	
市立幸田子育て支援センター	南区良町2丁目5-1(幸田保育園内)	378-7674	
市立清水子育て支援センター	北区清水本町13-7(清水保育園内)	343-6983	
市立植木子育て支援センター	北区植木町清水1067-3(山本保育園内)	272-0281	
イルカクラブ	東区佐土原1丁目22-20(認定こども園エンゼル保育園内)	367-0127	
さくらっこ子育て支援センター	南区合志3丁目6-26(力合さくらこども園内)	357-9616	
ながみね子育て支援センター	東区長嶺南7丁目7-15(つばめこども園内2階)	380-6645	
だいいち子育て支援センター	南区富合町新256-1(第一保育園内)	357-1245	
やまなみ子育て支援センター	東区戸島西2丁目3-50(幼保連携型認定こども園やまなみ内)	365-9111	
あゆみ子どもセンター	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32(あゆみ保育園内)	339-5673相談 専用339-5721	
画図子育て支援センター	東区下江津2丁目2-1(画図保育園内)	284-4770	
城南子育て支援センター	南区城南町塚原994-19(小木こども園内)	0964-28-2147	

名 称	所 在 地	電 話	内容・利用時間等	
西原公園児童館	中央区九品寺4丁目24-4	371-4090	親子で遊べたり、子育ての仲間を作る場所 9時～17時(休館日毎週月曜日、年末年始)	
南部児童館	南区南高江6丁目7-35	358-1705		
幸田児童館	南区幸田2丁目4-1	379-0211		
西部児童館	西区小島2丁目7-1	329-7205		
秋津児童館	東区秋津3丁目15-1	365-5751		
龍田児童館	北区龍田弓削1丁目1-10	339-3322		
託麻児童館	東区長嶺東7丁目11-15	380-8118		
東部児童館	東区錦ヶ丘1-1	367-1134		
清水児童館	北区清水亀井町14-7	343-9163		
花園児童館	西区花園5丁目8-3	359-1261		
大江児童室	中央区大江6丁目1-85	372-0313		
五福児童室	中央区細工町2丁目25	359-0500		
天明児童室	南区奥古閑町2035	223-0118		
桜ヶ丘児童館	北区植木町滴水245-1	275-5510		9時～18時(休館日:日、祝、年末年始)
城南児童館	南區城南町舞原451-9	0964-27-5945		9時半～17時半(休館日:毎月第4水曜日、年末年始)
エーネホーム (慈愛園乳児ホーム)	中央区神水1-14-1	383-7553		病児・病後児保育(事前登録が必要)
熊本乳児院ベビーベアホーム	中央区本荘2-3-8	227-6766		
みるく病児保育センター	西区野中2-12-26	351-8825		
グリム病児保育室 (おがた小児科内)	西区花園5-24-89	326-5411		
病児保育みらい (にのみやクリニック内)	中央区帯山2-12-10	381-8766		
病児保育エミー (えがみ小児科内)	北区楠8-16-63	339-0331		
病児保育室いちご (雁回まこと保育園内)	南区富合町木原1410-1	358-1500		
病児・病後児保育ふわっと (こども園ふわわ隣)	東区桜木1-11-7	367-8030		



memo

A series of horizontal dashed lines for writing.





memo

A series of horizontal dashed lines for writing, arranged in a grid pattern across the page.





memo

A series of horizontal dashed lines for writing, arranged in a grid pattern across the page.





マザーズハローワーク熊本

令和4年3月発行